

予防接種を受ける前に、毎回確認しよう！

☑ チェックリスト

- ☐ 接種日時時点で、西尾市に住民票はありますか。
- ☐ 過去に、今回接種する予防接種をしていませんか。
(母子健康手帳の予防接種欄が空欄か確認してください)
- ☐ 接種日は予診票兼接種依頼書の右上に記載してある
「接種可能期間」内ですか。
- ☐ 前回の接種日から間隔はあいていますか。
- ☐ 「予防接種と子どもの健康」の冊子を読んで、必要性、効果及び副反応について理解しましたか。

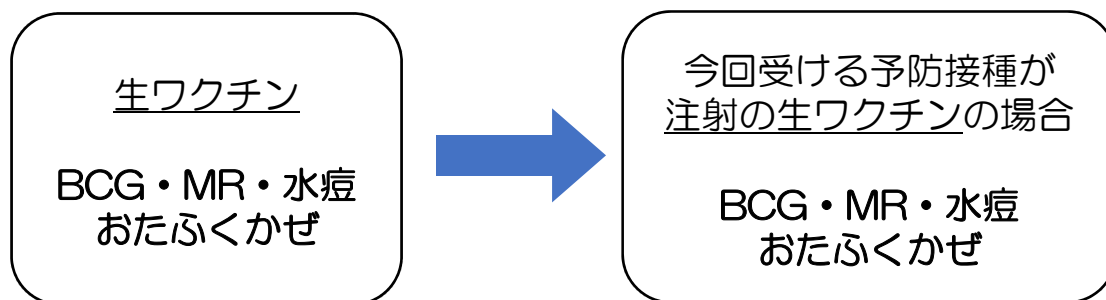


すべてチェックできた方は病院で予防接種を受けましょう！

1) 異なった種類のワクチンとの間隔

注射の生ワクチンを接種する場合には注意

27日以上の間隔をあける



<接種間隔の考え方の例> ※接種日は、「0日目」と考える

1日（月）に注射の生ワクチンを接種した場合 — 29日（月）以降に注射のワクチンが接種可能

2) 同じ種類のワクチンとの間隔

※ワクチンの種類により接種間隔が異なりますので、1ページ「西尾市定期予防接種の対象者（接種時期）」をご確認ください

予防接種を受ける時の注意点



※こんな場合は予防接種を受けられません

- ①明らかな発熱（通常 37.5° C以上）のあるお子さん
- ②重い急性疾患にかかっているお子さん
- ③受けようとする予防接種の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- ④ロタウイルス感染症の予防接種
腸重積症の既往歴のあるお子さん、先天性消化管障害のあるお子さん
（その治療が完了した方を除く。）、重症複合免疫不全症のお子さん
- ⑤B型肝炎の予防接種
母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けたお子さん
- ⑥BCG接種
外傷等によるケロイドがあるお子さん
- ⑦上記のほか、医師の判断により予防接種を行うことが不適当な状態にある
お子さん

問診票の中で該当する項目がある場合、接種する際に注意が必要です。必ず事前にかかりつけ医に相談しましょう。

予防接種を受けたあとの注意点

- ①予防接種後、一定期間は接種した医療機関でお子さんの体調に何も変わりが無いことを確認してから帰宅しましょう。まれに接種直後に副反応が起こることがあります。
- ②接種後、副反応が起こることがあります。不活化ワクチンでは接種後1週間、生ワクチンでは接種後4週間程度は注意しましょう。
- ③接種した部位はこすらないようにしてください。
- ④接種後は、激しい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、何か気になる症状があった場合は、まずは接種した医療機関の医師にご相談ください。



副反応が起こった場合

- ・ワクチンの接種により、副反応（副作用）が起こることがありますが、多くは一時的に発熱したり、接種した部分が腫れるといった比較的軽く短時間で治るものです。
- ・ごくまれに重いアレルギーなど、重症の副反応が起こることがあります。すみやか受診をし、予防接種を受けたことを伝えてください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が予防接種によるものであると厚生労働省が認定した時は、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

必要な手続きについては、健康課にお問い合わせください。

（参考）

- ・厚生労働省 予防接種健康被害救済制度
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品副作用被害救済制度

長期にわたり療養を必要とする疾病の方へ

定期予防接種の対象であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことで、やむを得ずその予防接種を受けられることができなかった方は、接種が受けられるようになった日から起算して2年間は定期接種として予防接種が受けられます。ただし、予防接種の種類によっては受けられる年齢に上限があります。

接種をご希望する場合は事前に手続きが必要となります。手続きに該当する疾病の詳細については、健康課にお問い合わせください。

骨髄移植等で免疫を失われた方へ

骨髄移植の治療等、特別の理由により予防接種の再接種が必要な方への助成制度があります。接種をご希望する場合は事前に手続きが必要となりますので、手続きについては、健康課にお問い合わせください。